

## 緑化の推進に関する指導要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日井市緑化の推進に関する条例（昭和48年春日井市条例第4号）第12条から第15条までの規定に基づき、緑化の推進について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場 製造・加工・修理等を行う工場、倉庫業を営む倉庫、配送センター、流通センター及びトラックターミナル等
- (2) 店舗、事業所等 前号に定める工場を除く店舗、事業所及び倉庫等
- (3) 樹木等 樹木、芝、地被類、つる性植物等で生育期間が2年以上のもの
- (4) 高木 成木に達したときの樹高が3.5メートル以上の樹木
- (5) 中木 成木に達したときの樹高が2メートル以上3.5メートル未満までの樹木
- (6) 低木 成木に達したときの樹高が2メートル未満の樹木をいう。
- (7) 生垣 地盤面から高さ0.9メートル以上の概ね均一な樹木を1メートル当たり2本以上連続して植栽しているもの
- (8) 建ぺい率 建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条に規定する建ぺい率をいう。

(緑化する土地の面積及び数量)

第3条 緑化する面積及び数量は、別表1及び別表3に定めるとおりとする。（法令等に別の定めがある場合等を除く。以下次条及び第5条において同じ。）

(緑化の方法)

第4条 緑化の方法は、次の各号に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 緑化は、樹木等の植栽とする。
- (2) 樹種は、主として常緑樹の中高木とする。
- (3) 工場等敷地の緑化は、集団植栽とし、工場等敷地の外周部分から優先して行う。

(樹木の植栽基準)

第5条 第3条に規定する緑化する面積に対する植栽基準は、別表1に定める行為については別表2のとおりとし、別表3に定める行為については別表4のとおりとする。

(緑化の実施期間)

第6条 緑化の実施期間は、協定等締結の日から3年以内とする。

(管理)

第7条 居住者又は事業者は、当該緑化の管理体制を整え、良好な維持管理を行うものとする。

(緑化の協定の様式)

第8条 緑化の協定は、工場等敷地緑化協定書(第1号様式)又は宅地造成地緑化協定書(第2号様式)により協定するものとする。

(届出の様式)

第9条 前条に定める協定を締結した事業者は、当該協定に係る植栽を実施するときは着手届(第3号様式)を、完了したときは完了届(第4号様式)を、速やかに市長に届け出なければならない。

2 第3条の規定に基づき樹木等の植栽を行う者は、植栽を完了したときは、完了届(第4号様式)を、市長に届け出なければならない。

(協議)

第10条 事業者は、工場等敷地及び宅地造成地の具体的緑化推進にあたっては、事前に市長と協議するものとする。

附 則

この要領は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

別表 1

行為の区分		緑化する面積及び数量
居住地		できる限りの面積
住宅地	開発行為等 面積が 0.1ha 以上 又は 開発行為等 計画戸数が 10 戸以上	1 宅地 10 本以上の中木及び高木 (植栽時 1.5m 以上) 又は ( $A - (A \times \text{建ぺい率})$ ) $\times 15\%$ 以上 ※ A : 1 宅地ごとの敷地面積
集合住宅地	開発行為等 面積が 0.1ha 以上 又は 開発行為等 計画戸数が 10 戸以上	計画戸数に 15 本を加えた本数以上の 中木及び高木(植栽時 1.5m 以上) 又は ( $A - (A \times \text{建ぺい率})$ ) $\times 15\%$ 以上 ※ A : 敷地面積
公園、街路等公共施設		別に市長の指示する面積及び本数

別表 2 (別表 1 の緑化する面積に対する樹木面積)

区 分	樹木面積 (m <sup>2</sup> )	植栽時の樹高 (m)
高 木	3 . 0	3 . 0
中 木	1 . 0	1 . 5
低 木	0 . 2 5	0 . 3
生 垣	0 . 6 $\times$ 延長	0 . 9

緑化する面積は、区分に応じた樹木面積を組合せ計画する。

別表 3

行為の区分		緑化する面積
新たな工場設置	開発行為等 面積が 0.3ha 以上	$A \times 20\%$ 以上
既存工場	開発行為等 面積が 0.3ha 以上	$A \times 10\%$ を目標
店舗・事業所等	開発行為等 面積が 0.3ha 以上	$A \times 3\%$ 以上

※ A : 敷地面積

既存工場 : この指導要領が施行される以前に竣工していた工場

別表 4 (別表 3 の緑化する面積に対する植栽基準)

樹木の植栽基準	
10 m <sup>2</sup> 当たり	高木 2 本以上
	低木 6 本以上
	高木 1 本、かつ 低木で 3 本以上

第 1 号様式（第 8 条関係）

工場等敷地の緑化に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）は、都市環境整備保全の一環として緑化運動を展開し、みどりの都市づくりを推進するため、春日井市緑化の推進に関する条例第 15 条の規定に基づき、事業者（以下「乙」という。）と次のとおり協定を締結する。

（緑化する土地の面積）

第 1 条 乙は、工場等敷地の      パーセント以上を緑化するものとする。

（緑化の方法）

第 2 条 緑化の方法は、次の各号に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 緑化は、樹木等の植栽とする。
- (2) 樹種は、主として常緑樹の高木とする。
- (3) 植栽は、集団植栽の方法により工場等敷地の外周部分から優先して行う。
- (4) 具体的実施については、その都度、甲と設計協議を行う。

（管理）

第 3 条 乙は、当該緑化の管理体制を整え維持管理を行うものとする。

（協議）

第 4 条 その他、この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印の上、甲乙各 1 通を保有する。

年      月      日

春日井市鳥居松町 5 丁目 4 4 番地

甲 春日井市

代表者 春日井市長

住 所

乙 事業者

氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

第2号様式（第8条関係）

宅地造成地の緑化に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）は、都市環境整備保全の一環として緑化運動を展開し、みどりの都市づくりを推進するため、春日井市緑化の推進に関する条例第15条の規定に基づき、事業者（以下「乙」という。）と次のとおり協定を締結する。

（緑化する土地の面積及び数量）

第1条 緑化する土地の面積及び数量は、次の各号に掲げるところにより実施するものである。

- (1) 宅地は緑化の推進に関する指導要領の基準に基づき植栽を行う。
- (2) 公園、街路等公共施設の緑化は、甲の指示する面積、本数に従い行う。

（緑化の方法）

第2条 緑化の方法は、次の各号に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 緑化は、樹木等の植栽とする。
- (2) 樹種は、主として常緑樹の中高木とする。

（管理）

第3条 乙は、当該緑化の管理体制を整え維持管理を行うものとする。

（協議）

第4条 その他、この協定に定めのない事項については疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

春日井市鳥居松町5丁目44番地

甲 春日井市

代表者 春日井市長

住 所

乙 事業者

氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

第 3 号様式（第 9 条関係）

着 手 届	
年 月 日	
(宛先) 春日井市長	
住所 事業者 氏名	
緑化の推進に関する指導要領第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届出します。	
緑化協定締結年月日	年 月 日
事業地の所在地	春日井市
工事着手予定年月日	年 月 日 (予定)
工事完了予定年月日	年 月 日 (予定)
備 考	担当者氏名・連絡先

※ 工事着手の 10 日前までに提出してください。

第 4 号様式（第 9 条関係）

<p>完 了 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先）春日井市長</p> <p style="text-align: center;">住所 事業者 氏名</p> <p>緑化の推進に関する指導要領第 9 条第 項の規定により、次のとおり届出します。</p>	
緑化協定締結年月日	年 月 日
事業地の所在地	春日井市
工事完了年月日	年 月 日
備 考	<p>※敷地面積・計画戸数を記載</p> <p>「記載例」</p> <p>住宅地 （敷地面積 m<sup>2</sup>）</p> <p>集合住宅地（敷地面積 m<sup>2</sup>）</p> <p style="text-align: right;">（計画戸数 戸）</p>

※ 完了写真添付（植栽）